

競技力向上のための指導者の確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、競技力向上のための指導者の確保事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の競技力向上を図るとともに、全国で戦える選手を育成するため、指導者層が薄く指導体制の強化の必要のある競技について指導者の確保に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 本補助金の実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

なお、補助対象経費は、県が認めるものに限り4月1日以降のものを対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助事業主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助期間	6 重要な変更
競技力向上のための指導者の確保事業	公益財団法人鳥取県スポーツ協会	体育指導員として競技力向上のための指導者等の役割を担う者を雇用した場合、当該体育指導員の人件費	10 / 10	対象者が競技者として結果が挙げられなくなった場合、又は、指導者として指導が続けられなくなるまで	(1)本補助金の増を伴う変更 (2)補助対象経費の総額の20%を超える変更
	県内の私立高等学校	常勤の教職員として競技力向上のための指導者等の役割を担う者を新たに雇用した場合、当該教職員の人件費	1 / 2	同じ対象者は通算で最大3カ年度	
	市町村又は市町村教育委員会	体育指導員として競技力向上のための指導者等の役割を担う者を新たに雇用した場合、当該体育指導員の人件費	1 / 2		

※人件費とは、給料、手当（教職調整額、義務教育等教員特別、住居、通勤、扶養、特殊勤務）、福利厚生費、社会保険料などの各相当額をいう。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度競技力向上のための指導者の確保事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業計画の内容
- 3 事業費の内訳

（単位：円）

区 分	事業費	事業費内訳	財源内容		事業計画(実績)
			県補助金	自己財源	
人件費					
計					

- 4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

- 5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度競技力向上のための指導者の確保事業収支予算（決算）書

- 1 収入

項 目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合 計				

- 2 支出

項 目	予算額	(決算額)	(増減)	摘要
	円	円	円	
合 計				

様

職 氏 名

印

年度競技力向上のための指導者の確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった競技力向上のための指導者の確保事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、競技力向上のための指導者の確保事業補助金交付要綱（平成26年4月18日付第201400009530号鳥取県文化観光スポーツ局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度競技力向上のための指導者の確保事業仕入控除税額確定報告書

競技力向上のための指導者の確保事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

- (1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第.....号による通知額)

2 実績報告控除税額

(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)

1の(1)
(3 - 2) × $\frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。